

家庭用高効率給湯器等普及支援事業のご案内



# あきた 省エネポイント

増改築、リフォーム等で  
エコ機器を導入された方に

であきたの

うまいもの いいもの

## プレゼント!!

秋田県では、エコキュート、エコジョーズ、  
エコフィールをはじめとした  
高効率給湯器等の買い換えを支援しています。  
対象機器を設置された方には、  
県産品などと交換できる  
「あきた省エネポイント」を発行します。



### 対象機器の設置期間

平成23年 平成24年

4月1日 ▶ 1月31日

### 商品交換申請受付期間

平成23年 平成24年

5月9日 ▶ 2月29日



### 対象機器と発行ポイント数

平成23年4月1日～平成24年1月31日に設置を完了した機器が対象となります。

- CO<sub>2</sub>冷媒ヒートポンプ給湯器(エコキュート) 38,000ポイント
- 潜熱回収型ガス給湯器(エコジョーズ) 18,000ポイント
- 潜熱回収型石油給湯器(エコフィール) 18,000ポイント
- ガスエンジン給湯暖房機(エコウィル) 38,000ポイント
- ハイブリッド給湯器 35,000ポイント
- 家庭用燃料電池(エネファーム) 50,000ポイント
- 空気熱ヒートポンプ温水暖房システム 50,000ポイント
- 地中熱ヒートポンプ温水暖房システム 50,000ポイント
- 太陽熱温水器(強制循環型) 40,000ポイント
- 太陽熱温水器(自然循環型) 15,000ポイント



### 省エネポイント及び商品交換の申請受付期間

平成23年5月9日～平成24年2月29日

- 申請は先着順に受け付けます。予算の範囲内でのポイント発行となりますので、予算枠(2,607万ポイント)に達した時点で新規の受付を終了します。
- 省エネポイントの有効期限は平成24年2月29日です。期限内に交換申請されないポイントは無効となります。

お問い合わせ・申請受付窓口

株式会社 秋田県物産振興会 省エネポイント係

〒010-0001 秋田市中通二丁目3-8(アトリオンB1F)

TEL.018-893-3891 FAX.018-836-7834

受付/平日10時～17時(土・日・祝日休み)

URL <http://www.a-bussan.jp/> メール [syoene@flute.ocn.ne.jp](mailto:syoene@flute.ocn.ne.jp)

秋田県生活環境部 温暖化対策課 調整・省エネルギー班

TEL.018-860-1573

URL <http://www.pref.akita.lg.jp/en-ondanka/>

※県窓口では申請を受け付けておりません。

# この機会に地球にやさしいエコな機器に買い換えませんか？

## 申請対象者

県内に住所がある方で、以下の住宅に対象機器を設置する場合。ただし、新築を除いた既存の住宅、増改築もしくはリフォームを行う住宅であることが必要です。

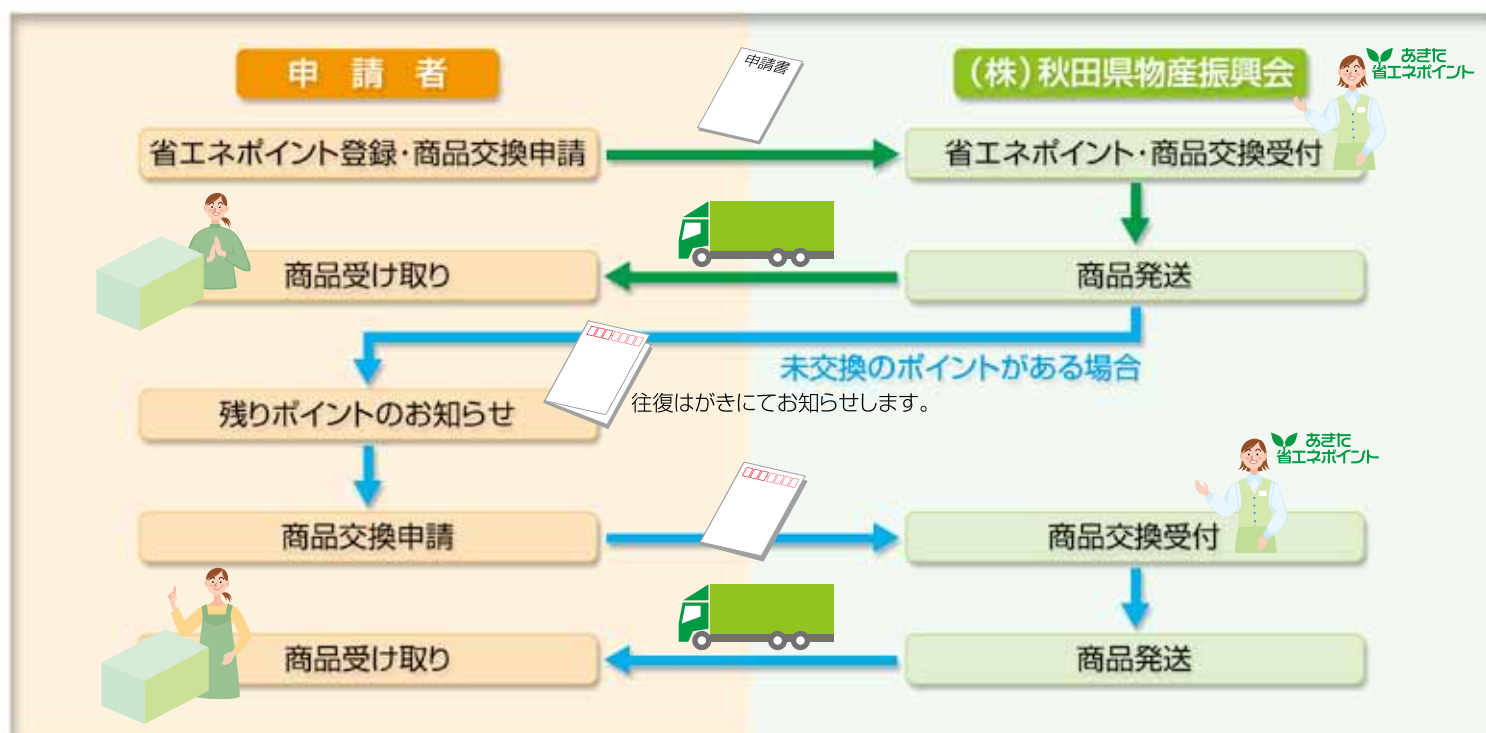
- 持ち家住宅（自己所有・居住の住宅）
  - 親または子が所有し、自ら居住する住宅
  - 親または子の持ち家住宅
  - 対象者が所有する住宅で、親または子が居住する住宅
- ※分譲マンション等の共同住宅（賃貸住宅は除く）への設置も対象となります。  
店舗併用住宅への設置も可能ですが、次の条件を満たすことが必要です。
- 対象機器が居住部分で使用できるようになっていること
  - 申請は、住宅の所有者が個人名で行うこと

## 施工業者の制限

- 県内に事業所（本店、支店、営業所等）を有する事業者から機器本体を購入し、工事請負契約等を締結して設置するものがポイント発行の対象となります。
  - リースにより設置する場合は、次の条件を満たしていることが必要です。
- ◎県内に事業所（本店、支店、営業所等）を有する事業者とリース契約を結んでいること
- ◎リース期間の途中で契約を解除することができない、あるいはこれに準ずるものであること



## 省エネポイント申請から商品交換までの流れ



## 省エネポイントの申請方法

申請受付窓口となる（株）秋田県物産振興会に、「省エネポイント登録・交換申請書」を提出してください。

- 申請書や添付書類の様式、省エネポイントと交換できる商品のカタログは、（株）秋田県物産振興会のホームページに掲載しています。  
URL <http://www.a-bussan.jp/>  
※あきた省エネポイントのバナーからお入りください。
- 対象機器の設置完了後に申請してください。（事前申請ではありません）

## 申請書の添付書類

申請書の添付書類として、次のものが必要になります。詳細は申請書をご確認ください。

- 申請者の本人確認書類（運転免許証、住民票のコピーなど）
- メーカー保証書のコピー（リースにより設置する場合で、保証書が無い場合は不要）
- 機器の設置状況が分かる写真
- 対象機器納入・設置証明書（申請書に様式あり：販売会社が発行）
- 対象機器販売領収金額証明書（申請書に様式あり：販売会社が発行、リースにより設置する場合は不要）
- リース契約書の写し（リースにより設置する場合のみ）

## 他の補助制度との併用について

様々な補助制度と重複して受けられます。

- 秋田県、市町村のリフォーム補助制度